

一般社団法人熊本県農業会議規約

第1章 総則

第1条 一般社団法人農業会議（以下「本会議」という。）の業務執行及び会計は、法令に基づく処分、本会議定款その他に別段の定めあるもののほか、この規約による。

第2条 この規約は、この本会議の主たる事務所に備え付けるものとする。

第3条 この規約の制定、変更又は廃止は、本会議の理事会の議決による。

第2章 会議

第4条 本会議の会議（以下「会議」という。）は、総会、理事会、常設審議委員会（以下「総会等」という。）及びその他の専門委員会（以下「委員会」という。）とし、それぞれの会議の運営は、定款及び運営規程でこれを定める。

なお、委員会の運営については、理事会の運営手続きを準用する。

2 総会等は、原則として公開するものとし、傍聴の希望があった場合にはこれを認めるものとする。

ただし、総会及び理事会は、その決議により非公開とすることができる。

第5条 議長は、出席普通会員が定足数に達したのちにおいて、出席普通会員の数を報告するとともに会議の成立の旨を述べ開会する。

第6条 議案は、提案者が説明する。ただし、必要があるときは、議長は、職員又はその他の者に議案の説明をさせることができる。

第7条 会議は、必要に応じて関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

第8条 発言しようとするものは、議長の承認を得なければならない。

第9条 普通会員は、会議において予定された議案のほか動議を提出することができる。ただし、この場合には議事の開始前に文書をもって議長に提出するものとする。

2 動議の提出のあったときは、議長は、その動議を採択するか否かを諮らなければならない。

第10条 修正案が提出されたときは、議長は、まず修正案につきこれを決するものとし、2以上の修正案があるときは、その趣旨が原案と最も異なるものから順次採択する。

2 前項の採択の順序は、議長がこれを決定する。

第 11 条 総会で必要があると認めるときは、理事会に附託して議案その他の審議をさせることができる。

2 理事会で必要があると認めるときは、常設審議委員会に付託して議案その他の審議をさせることができる。

3 総会及び理事会は、それぞれ理事会及び常設審議委員会に附託した議案につき、審議結果の報告を聴いて採択しなければならない。

ただし、常設審議委員会の所掌に属された事項については、同委員会の決定をもって、本会議の決定とする。

第 12 条 委員会の委員は、理事会において、普通会员のうちから選任し、その者の承認を得なければならない。

2 委員会の委員長は会長がこれにあたる。

ただし、委員の中に会長が含まれないときは、委員が委員長を互選する。

3 委員長は、委員会の議長となり議事を整理し、その経過及び結果を総会又は理事会に報告しなければならない。

第 13 条 普通会员が会議の終了前に退席しようとするときは、議長に申し出るものとする。

第 14 条 会議に出席できない普通会员は、その旨を会議の前日までに会長に届け出なければならない。ただし、やむを得ない場合は、この限りでない。

第 15 条 議事録は、次の事項を記載し議長及び議事録署名者が、これに署名又は記名押印を受けて保管するものとする。

- 一 会議の日時及び場所
- 二 会議に出席した普通会员数及びその氏名
- 三 議事要領
- 四 議決した事項及び賛否の数
- 五 その他会長が必要と認めた事項

第 3 章 業務の執行及び会計

第 1 節 総則

第 16 条 理事及び職員（本会議事務局規程第 4 条に掲げる職員。以下同じ。）は、法令、定款及び本会議が定める規程等を遵守し、誠実に職務を遂行し、協力して定款に定める本会議の目的達成に寄与しなければならない。

第 17 条 職員の事務分掌、服務及び給与等に関する規程は、別にこれを定める。

第 18 条 毎事業年度の事業計画及び収支予算の設定及び変更、借入金の最高限度額等については、総会の決議を経なければならない。

第 19 条 本会議は、職員の組織する労働組合との間に労働協約を締結することができる。

第 2 節 業務の執行

第 20 条 本会議は、定款第 4 条に定める業務を行う。

第 3 節 農業委員会郡市協議会

第 21 条 本会議は、郡市の区域ごとに組織される農業委員会郡市協議会（熊本地区及び鹿本地区にあっては、それぞれ熊本市農業委員会及び山鹿市農業委員会）との十分な連絡調整を行うものとする。

第 4 節 会員

第 22 条 普通会员及び賛助会員（以下「会員」という。）は、会議に出席して議長の許可を得て意見を述べることができる。

ただし、賛助会員は、定款第 4 条第 1 項第 7 号に規定する事項については、意見を述べることはできない。

第 23 条 会長は、業務の執行のため、会員に協力を求めることができる。

第 5 節 会計

第 24 条 会員が負担する会費の額及び納入方法は、総会においてこれを定める。

2 定款第 9 条から第 11 条の規定により会員が退会又は除名となった場合においても、既に納入した会費等は還付しないものとする。

第 25 条 本会議の会計に関する規程は別に定める。

第 6 節 事務局

第 26 条 事務局の組織及び運営については、別に定める。

附則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。